

# Kaldor による事前と事後の所得概念

勝尾 裕子

## 1. はじめに

Hicks の経済的所得に近似する包括利益は理論的に優れた会計利益である、という国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board, IASB) による認識は誤りであることは、多くの先行研究 (Bromwich et al. [2010], Saito and Fukui [2016] 等) により指摘されている。上記の認識において想定されている Hicks の経済的所得とは、事後の所得 No.1 である。これについて、先行研究では、Hicks の所得理論における経済的所得の中心概念に近似する所得概念は事前の所得 No.2 であって、事後の所得 No.1 ではないと批判されていた。そこでは、所得 No.1 と所得 No.2 との区別と、事前と事後の所得の区別とが検討されており、それらを組み合わせて事後の所得 No.1 と事前の所得 No.2 との相違点が論じられている。

このうち事前と事後の所得の議論については、Hicks の所得理論における事後の所得概念には事前と事後の概念に関する混乱がみられることが、Kaldor [1955] 等によって指摘されている。しかし、IASB 等の見解を批判する先行研究においては、そうした Hicks の経済的所得の理論における事前と事後の概念の混乱については、明示的には検討されていない。先行研究では、Hicks の経済的所得の中心概念に近似する所得概念は事前の所得 No.2 であるとされているが、事前と事後の概念の混乱を整理することによって、先行研究とは異なる帰結が導き出される可能性がある。

本研究では、Hicks の所得理論における事前と事後の所得概念を整理することにより、Hicks の経済的所得の中心概念により近い所得概念は、事前の所得 No.2 以外にも存在することを示す。まず、事前と事後の概念に関するストックホルム学派における議論を検討し、Hicks の事後の所得概念について Kaldor によって修正された所得概念を整理する。そのうえで、ストックホルム学派による事前と事後の概念を反映して修正した Hicks による事後の所得と、IASB 等の見解において想定されている事後の所得とを比較し、その相違を指摘する。両者の相違をあきらかにすることにより、Hicks の経済的所得の中心概念により近い所得概念には、事前の所得 No.2 のみではなく、Kaldor によって修正された事後の概念に基づく事後の所得 No.2 も含まれることを指摘する。これが本稿における第一の目的である。

本稿の第二の目的は、Hicks による会社の所得概念を用いて、それと会計利益との関係を検討することにある。Hicks の所得理論はもともと主として個人の所得を対象とした議論であり、事前の所得 No.2 についても個人の所得としての概念が想定されている。それゆえ、会社の利益である包括利益と比較する所得概念として、それが適切であるかについては検討が必要であろう。会計利益の近似度を測るために用いられる経済的所得の概念とは、個人の所得概念ではなく会社の所得概念であると考えの方が自然である。本稿では、Hicks による会社の所得概念

を整理し、個人の所得概念との相違点を示すことにより、Hicksの所得理論における会社の所得概念と会計利益との関係について考察する。

## 2. スtockホルム学派による事前と事後の概念

### 2-1 動的分析における期待外の変化

IASBの認識を批判する先行研究においては、包括利益とHicksの経済的所得の概念との近似性が議論の対象として取り上げられ、IASB等の見解においてHicksによる事後の所得No.1が経済的所得として想定されていることに対する批判が展開されていた。しかし、Hicksの所得概念のうち事後の所得はウィンドフォールが含まれた所得概念であり、事前と事後の概念を厳密に区別した議論に基づく所得概念を構築してきたストックホルム学派(Hasson [1982], p.2; Lundberg [1974], p.472)における事後の所得概念とは異なっている。Hicksの所得理論に事前と事後の概念に混乱がみられることについては多くの論者により指摘されている(Kaldor [1955], pp.62-64; 斎藤 [1984], p.14等)。

先行研究においては、そうしたHicksの所得理論における事前・事後の所得概念における混乱は考慮されないまま、IASB等の見解に対する批判が展開されている。Hicksの事後の所得No.1を経済的所得として想定することの問題点を論じるうえで、事前・事後の概念が混乱したHicksの所得理論をそのまま用いても意味がない。議論の前提として、事前・事後の概念が整理された所得理論を用いる必要がある。Hicksの所得理論における事前・事後の概念を整理したうえで、経済的所得を事後の所得No.1ととらえるIASB等の見解における問題点を指摘するのが、本稿の目的である。本節ではまず、事前と事後の概念に関する基礎理論が構築された、ストックホルム学派における議論を整理する。

事前と事後の概念に関する議論は、1920年代から30年代にかけて、主としてストックホルム学派において形成されてきた。まず、Myrdal [1927]によって、事前と事後の概念について初めて詳細に論じられ、ある期間における特定の一時点において発生した利得および損失と、ある期間において通常の過程を表す収益および費用との相違に着目した議論が示された(Kaldor [1955], p.61)。Myrdalは、彼が示した概念である事前と事後の概念が、動的分析における用語として組み込まれたストックホルム学派の創設期の一人であり(Lundberg [1974], p.472; Hasson [1982], p.29)、Myrdalの議論を端緒として、ストックホルム学派では、動的分析に関する事前と事後の概念が形成された。

Myrdal [1927]では、次のように論じられている。すなわち、動的価格形成の過程においては、価格形成の状態の移行について2つの異なる問題が生じる。第1の問題は、実際に生じた変化が、将来予測にどのような因果的効果を与えるかという点である。第2の問題は、実際に生じた変化が、過去の予想に対してどのような影響を与えるのかという点である。実際に生じた変化は、将来のみならず過去に対しても影響を与えている点に留意する必要がある。過去に対する影響とは、過去において既に予想されていたものに対する影響であり、理論的な観点からは非常に重要である。動的価格形成においては、期待とは互いに影響し合う決定要素である

ため、変化が生じればその影響を受け、新しい期待が形成される (Myrdal [1927], p.21)<sup>1)</sup>。

Myrdal は、このように事前と事後に議論を整理したうえで、次のように述べている。すなわち、リスクの予測が完全に主観的であって、個人や時間により異なるものである場合には (ibid., p.103)、理不尽な事象や心理的要素は、理知的な感情に左右されない過程に対して、直接的に破壊的な推論をもたらしうる (ibid., p.183)。事前の投資の計算過程において、この要素は表面化しておらず、事後の結果として生じるものであるため、事前の予測において考慮されるべきものではない (ibid., p.188)。ここでは、事前と事後に期待形成の段階を分けて議論することの重要性とともに、事前の段階においては、事後の結果として生じる予想外の要素を区別すべきであることが明確に述べられている。

こうした Myrdal の議論について、Hasson [1982] では次のように指摘されている。すなわち、動的価格形成における2つの異なる問題のうち、第1の問題は、事前の分析である。そこでは、期待が予想通りに実現することが保証されない場合であっても、将来期間に対する期待は形成される。第2の問題は、任意の時点において生じた外的な変化の影響を取り扱うものであって、事後の結果が、将来期間に対して形成された過去の期待に与える影響について分析するものである。これらは、期間分析において、どの時点で期待を形成するかによって異なる期待が生じることを意味する。前者は、事前の期待形成がどのように行われるのかを考察するものであるのに対し、後者は、事後の結果が事前の期待にどのような影響を与えるかを考察するものである (Hasson [1982], p.40)。

同様に、Dostaler [1990] においても次のように指摘されている。すなわち、Myrdal は、Knight によって示された期待された変化と期待外の変化の相違に関する議論を用いて、事前と事後の概念について詳細に議論している。この議論においては、動的状態における価格形成過程は2つの異なる側面から分析すべきであるとされ、将来に向けて、および過去に向けて、というそれぞれの因果を区別することによって、事前と事後の概念の相違について検討されている (ibid., p.201)。

このように、Myrdal [1927] では、事前と事後の概念について、収益および費用と、利得および損失との相違が、所得理論における基本的な問題として論じられている (Lindahl [1933], p.404)。これは、どのように価格が決定されて所得が生じ、どのような資本価値変動が将来予測の変化によってもたらされるかについて論じた研究である。この分析における主な着眼点は、リスクの認識とリスクの評価が、どのように期待所得と実現所得に対して影響を与えるかという点にある (Lundberg [1974], p.472)。

すなわち、動的分析における価格決定に関する期待は、事前と事後という異なる2つの観点から形成されるものであり、前者が将来に対する期待形成であるのに対して、後者においては、期待外の要素によって事後の結果が事前の期待形成に与える影響を考慮することが必要である。事前と事後という異なる観点から期待形成が行われることは、期待形成が行われる時点が相違することを意味する。そうした事前と事後の相違は、期待形成に用いられる情報内容の相違も含め、期待形成過程そのものの相違を意味しているのである。

1) スtockホルム学派の論稿のうち英語で記述された文献は限られている (Kaldor [1955], p.55)。本稿では、Myrdal [1927] については Hasson [1982] による英訳を用い、本稿での引用箇所については Myrdal [1927] (原文) を適宜参照した。

## 2-2 利子としての所得

Myrdal [1927] によって示された、動的分析における事前と事後の概念に関する議論を受け、Lindahl [1933] においては、利子としての所得の概念について、次のような考察が展開されている。すなわち、所得概念の主たる考え方は Fisher によってもっとも明確に示されており、Fisher [1919] による、「ある時点において存在する富のストックは資本と呼ばれ、期間を通じて富から得られる便益のフローは所得と呼ばれる。」(ibid., p.38) という所得の定義に依拠して、所得の概念に関する論点を検討している (Lindahl [1933], p.399)。

利子としての所得という概念は、ある期間において達成すると期待される消費と利得および損失を除く資本価値の増分として定義される (Lindahl [1933], p.401)。これについて、辻山 [1991] では、利子としての所得という概念は将来に向けてとらえられるものであり、期待された所得という性質を有するために意思決定に有用なのであって (ibid., p.39)、Lindahl によって提示された利子としての所得は事前の期待概念であり、ウィンドフォールを明確に除外した所得概念である (ibid., p.25) と述べられている。

Lindahl [1933] は、利子としての所得概念を中心にした経済的所得に関する議論において、予想所得 (anticipated income) と達成所得 (obtained income) を区別することの重要性を指摘している。前者は、将来の一定期間について予想された所得であり、後者は、対象となる期間の終了後に測定される所得である。予想所得としては、利子としての所得 (income as interest) が該当する一方で、達成所得としては、稼得所得 (income as earnings) と生産所得 (income as produce) が該当する (ibid., p.400)。ここでは、所得概念が予想所得と達成所得に区分され、利子としての所得については前者に分類される所得概念であることが示されている。

このうち達成所得に該当する稼得所得について、Lindahl [1933] では次のように論じられている。稼得所得は、利子としての所得に、所得の計算期間において生じた利得および損失を加えたものであり、実際の消費額と一定期間において生じた資本価値の増分の合計として計算される<sup>2)</sup>。将来予測が完全であり、資本化の際に用いられる将来フローと利子率の流列が事前に完全に知られている場合には、稼得所得は利子としての所得に一致するが、実際には将来予測は不確実性を伴う (ibid., p.403)。

予測できなかった事象の発生による資本価値の非連続な変動分は利得および損失と言われ、これはある一時点で生じた予想外の変動分であって、事前に予想した資本財価値の変動分とは異なるものである。一時的な変動分である利得および損失は、将来予測に基づいて期待される所得の構成要素ではない。利得および損失による資本価値の変動分は、事前に期待されていた所得とは、経済的な意味が全く異なる。利得および損失の要素が含まれた所得である稼得所得すなわち達成所得は、意思決定に有用な所得概念とは言えず、理論的な分析の対象からは程遠いものであって、理想的な所得概念とは言えない (ibid., pp.404-406)。

この Lindahl [1933] による予測所得と達成所得という概念は、Hicks の事前と事後の所得概念にほぼ対応しているが (辻山 [1991], p.27)、その一方で、Myrdal [1927] による事前と事後の所得概念とは異なるものである。Lindahl の予測所得に分類される利子としての所得には意外の利得・損失は含まれないのに対して、達成所得に分類される稼得所得と生産所得にはそれらが含まれる。すなわち、予測所得は Myrdal の事前の概念と整合するが、達成所得は

2) 生産所得にも、利得および損失が含まれる (Lindahl [1933], p.404)。

Myrdal の事後の概念とは異なる。Lindahl は、予想外の利得・損失であるウィンドフォールを含めた達成所得という、利子としての所得とは異なる概念を提示して、そうした所得は意思決定に有用ではないことを指摘しているのである。

事前と事後の概念について、Lindahl [1939] においては下記のように論じられている。 ${}^s\omega_{0t}$  を 0 時点で予測した 1 時点の資本価値、 ${}^s\omega_{1t}$  を 1 時点で予測した 1 時点の価値、すなわち実際の資本価値とおけば、任意の時点における資本価値を直近の時点で予想した資本価値との差 ( ${}^s\omega_{1t} - {}^s\omega_{0t}$ ) は、利得または損失である。この部は、前年度所得について振り返って計算した額と将来に向けて予想した額の差 ( ${}^s\varepsilon_{1t} - {}^s\varepsilon_{0t}$ ) であり、これは所得における利得または損失である。この残りの部分は、資本における利得または損失である。資本における利得または損失は、予期されていなかった資本価値の増加または減少という特徴を有する (Lindahl [1939], pp.101-102)。

ここでは、0 時点において予想した 1 時点の資本価値と 1 時点において予想した 1 時点の資本価値の差、つまり 1 時点の資本価値に関する 0 時点と 1 時点の予測の差について、検討されている。予測時点の相違により生じた資本価値の差は、予想外の利得・損失である。これは、所得の利得または損失と資本の利得または損失とに区別することができる。前者は、0 時点から 1 時点の期間における所得について、1 時点において 0 時点という過去を振り返って予想し直した額と、0 時点において予想した額との差として表すことができる。後者はこれを除いた残額として表される。

この考察においては、将来を向いて予想された事前の予想価値と、過去を振り返って予想し直した場合の事後の予想価値とが区別されている。Myrdal の言う、将来を向いて、または過去を振り返って、という 2 つの予測の方向が明確に区別されているのである。そのうえで、意外の利得・損失が期間の予想所得から区別されて、予測期間の相違に起因する所得の構成要素の相違が考察されている。どの時点における予想価値なのかという点と、どの時点において予想した予想価値なのかという点が明確に区別されて、事前と事後の概念が整理されているのである。

同様に、Ohlin [1937] も期待外の要素について次のように述べている。すなわち、過去の期間において予想外に起きた事後的な結果は、ある時点以降についての予測や、その予測に関する分析や説明には役に立たない。なぜなら、事後の結果は予想外の結果を自ずから含むために、事前に予想される因果関係や関数的関係性に対して、何も示唆するものはないからである。貯蓄、投資、所得の期待値と実現値の差は、それぞれ期待外貯蓄、期待外投資、期待外所得であり、その分だけ、期間終了後において期待されていた資本額は変動する。期間における所得と、期待と事実の差として生じた利得および損失は、区別される必要がある (Ohlin [1937], pp.58, 65)。

こうしたストックホルム学派による事前と事後の概念の議論を受け、Keynes は事前に予測できなかった意外の利得および損失としてのウィンドフォールの概念に関して、次のような議論を展開している。すなわち、装備価値の変化には、市場価値の予想外の変化や想定外の陳腐化、大災害による破壊などの事象に起因する、非自発的で予測不可能な変化が含まれる。このような変化による実際の損失は、ウィンドフォール (意外の損失) と言われる。これは、純所

得の計算には含められず、資本勘定に記載される (Keynes [1936], pp.51,82)<sup>3)</sup>。

このように、ストックホルム学派においては、将来に向けて形成された期待と、過去に振り返って予測し直した期待は種類が異なるものであるとされ、ある時点からそれ以降に向けて形成された期待に基づく事前の観点と、ある時点からそれ以前の時点に遡って予測し直した期待に基づく事後の観点とは区別される。事前と事後のいずれの予測値についても、予想外の利得・損失であるウィンドフォールは除かれる。なぜなら、予想外の結果である利得・損失が含まれた値は、意思決定に有用であるとは言えないからである。すなわち、Myrdal や Lindahl を中心として事前と事後の概念についての基礎理論が構築されたストックホルム学派においては、事前と事後の概念が明示的に区別され、いずれの観点においても予想外の要素は所得から除かれるべきであるという考え方が明確に示されている。

### 3. Kaldor による事前と事後の概念

#### 3-1 Kaldor による事後の所得

##### (1) スtockホルム学派の事後概念と Hicks の事後概念

前節において概観したとおり、事前と事後の概念については、Myrdal の議論を端緒とし、ストックホルム学派を中心として動的分析に関する議論が展開されてきた。ここでは、将来に向けて形成される期待に基づく事前の観点と、過去に遡って予測し直した期待に基づく事後の観点が区別され、そのいずれの観点においてもウィンドフォールは除かれるべきであることが示されていた。この議論に基づき、Kaldor [1955] は、ストックホルム学派における事前と事後の概念と、Hicks による所得理論における事前と事後の概念の相違について検討している。

まず、ウィンドフォールについて次のように述べられている。すなわち、将来期間の予測に関する、期首時点と期末時点における変化に起因する部分について、そうした期待の変化に伴う資本の変動分が資本変動の要素から分離されるべきであることは、経済学者と会計学者の双方において一般的に認められている。期首に予想された事象に基づく予想された変動分のみが、当該期間における連続したフローであって、期待の変化に伴う資本の変動分はある時点において発生した再評価の結果でしかない (Kaldor [1955], pp.60-61)。ここで Kaldor の言う、期首時点と期末時点における変化に起因する部分とは、ウィンドフォールを意味している (Saito and Fukui [2016], p.11)。

ウィンドフォールと事後の所得の関係については、次のように述べられている。すなわち、事後の所得は消費と資本の実際の累積額の合計額ではなく、そこからウィンドフォールを除いた額である。事後の所得は、観察される事象のみから導き出されるわけではないという点で、事前の所得と同様である。この所得を推定するためには、当該期間の事象が正しく予測された場合に、その資産の価値が期首においていかにあったかを特定する必要がある。事後の所得は、期首における仮説的な資本価値と期末における実際の資本価値との差額として表される

---

3) なお、貯蓄および投資についても、各期間における事前の貯蓄額は、その期間における主観的な決定に基づくものであり、事前の投資額についても同様に主観的な決定に基づくものである (Keynes [1937], p.663) として、事前の概念が主観的な予測に基づくものであることが明示されている。

(Kaldor [1955], p.61)<sup>4)</sup>。

こうした議論に基づき、Kaldor は、Hicks の所得理論における事後の所得の概念について、次のように指摘している。すなわち、Hicks [1946] では、事後の所得の概念を消費と実際の資本増加額の合計として捉えているが (ibid., pp.178-179)、これは、ストックホルム学派における事前と事後の概念についての適切な解釈に基づくものではない。事前と事後の区別は、利子の予測値と実現値の違いを指し示すものとして用いられるが、将来予測の再評価によって生じる資本価値の変動分はその利子の予測値に含まれない (Kaldor [1955], p.61)。

このように、ストックホルム学派における事前・事後の概念に照らせば、事前に予測された要素のみが当該期間における連続した要素とみなせるものであって、期待外の要素であるウィンドフォールは除かれなければならない。事後の所得も、ウィンドフォールが除かれた概念として定義され、遡及して予想し直した期首の資本価値と、期末における実際の資本価値との差額として測定される。事前の所得と事後の所得はいずれも、実際に観察可能な値のみによって測定されるわけではなく、ウィンドフォールを除くという点で共通しているのである。

つまり、ストックホルム学派における事前と事後の概念に基づけば、意思決定に有用な所得であるためには、事後の所得概念はウィンドフォールを除く概念として定義される。これに対して、Hicks の所得理論による事後の所得は、期待の変化に伴う資本の変動分、すなわち期待外の利得・損失であるウィンドフォールを含む所得概念として定義されている。Hicks の事後の所得は、ウィンドフォールを含む概念である点で、ストックホルム学派における事前と事後の概念から導き出される事後の所得概念と相違する。Hicks の事前の所得はウィンドフォールを含まない概念であったから、Hicks の所得理論における事前・事後の概念はストックホルム学派における事前・事後の概念とは異なっている。

## (2) Hicks の事後の所得におけるウィンドフォール

上記の検討を踏まえて、Kaldor は、Hicks の所得理論とストックホルム学派における事前と事後の概念との相違を明確にするため、次のような議論を展開している。まず期首 (時点1) と期末 (時点2) における、実際の資産価値をそれぞれ  $K_1$  と  $K_2$  とする。 $K_2$  は、支払利息や支払配当等の分離された価値を足し戻して算定する。期首において予測した、期末における資本価値を  $K_2'$  とする。期末時点で予測し直した、期首における修正された資本価値を  $K_1'$  とする。期首における期待と期末における期待の構造に変化がない場合や、期首において期中に生じる事象が正確に予想されていた場合においては、資本価値は保たれ、変動は生じない (Kaldor [1955], p.62)。

ここで、事前の期間利率を  $i$  とし、事後の期間利率を  $i'$  と置く。このとき、事前の所得は  $K_2' - K_1$ 、事後の所得は  $K_2 - K_1'$  と表され、事前利率については  $i = (K_2' - K_1) / K_1$ 、事後利率については  $i' = (K_2 - K_1') / K_1'$  と表される。完全な予測が可能の場合には、 $K_2 = K_2'$ 、 $K_1 = K_1'$ 、 $i = i'$  である。一方、完全な予測が可能である場合以外においては、事前の所得、事後の所得、利率のいずれも客観的に測定することはできない。事前と事後のいずれの所得概念

4) 事前と事後の概念は、貯蓄と投資に関する議論においても注意する必要がある (Kaldor [1940], p.78)。事前の貯蓄と事前の投資の均衡関係は市場において担保されており、投資が貯蓄を上回る場合にはその商品に対する需給は変動する (Kaldor [1961], pp.196-197)。

についても、仮想的な価値である  $K_2'$  や  $K_1'$  に基づいて測定される所得であり、 $K_2'$  や  $K_1'$  は、人々の予測や期待が一致しない限り、確定した額で測定されるわけではない (Kaldor [1955], p.62)。

これについて、斎藤 [1984] 等では次のように述べられている。すなわち、資本価値の増分は、将来に対する期首と期末の期待の違いがもたらす評価の上での名目的な資本価値の変化、すなわちウィンドフォールを含んだままである (斎藤 [1984], p.14)。事前と事後の期待構造をそろえることで、当期の発生事象に関する予測と実際の違いや、将来のキャッシュフローと利率に関する期待の変化に基づく価値の変動を取り除き、その再評価分であるウィンドフォールと所得とを区別することになる。このときの所得は、期中の事象と期待の変化が期首時点で正確に予測されていたとしても、なお生じたであろう資本価値の増分である (斎藤 [2015], p.20)<sup>5)</sup>。

これと同様に Ryan [2007] においても、予期しない利得を含む事後の所得は、いかなる方法によっても事前の所得概念と並べられる所得ではないと述べられている (ibid., p.39)。上記の通り、Kaldor によって整理された事前と事後の概念によれば、事前の所得は事前の予測のみに基づいて測定される一方、事後の所得は過去を振り返って過去時点の予想を修正したうえで測定される点で、両者は相違する。その一方、事前と事後のいずれの概念も、仮想的な価値に基づいて測定される点で共通の性質を有しており、ウィンドフォールが除かれる概念であるという点で共通している。

すなわち、事前の所得は、期首における資本価値と、期首において予測した期末の資本価値との差額として定義され、事後の所得は、期末において予測し直した期首の資本価値と、期末における資本価値との差額として定義される。事前の所得は事前の予測のみに基づいて測定されることから、ウィンドフォールは当然に除かれる。事後の所得についても、期末の資本価値との比較の対象として、期首の実際の資本価値ではなく、期末において予測し直した期首の資本価値が用いられることから、期首時点から期末時点に発生したウィンドフォールは除かれることになる。それと事前の所得から除かれるウィンドフォールとは、その予測時点が異なるため、その内容は当然に異なるが、いずれにせよ、事前と事後のどちらの所得からもウィンドフォールは除かれる。

このように、ストックホルム学派における事前と事後の概念から導き出される事後の所得と、Hicks による所得理論における事後の所得では、ウィンドフォールを含むか否かという点で相違している。ストックホルム学派においては事前と事後に関する概念が厳密に区別され、事前と事後のいずれの所得概念においても、意思決定に有用な所得概念であるためにはウィンドフォールは除かれるべきであることが明確に示されていた。それに対して、Hicks の所得理論における事後の所得概念は、ウィンドフォールが含まれる概念として定義されている。

これについて Kaldor は、Myrdal や Lindahl によるストックホルム学派における事前と事後の概念を用いて、Hicks の所得理論における事後の所得概念を修正し、過去を振り返って予測し直した期待価値を用いることによって、ウィンドフォールを含まない事後の所得概念を整理している。これにより、事前と事後のいずれの所得についても、ウィンドフォールを含まない

5) この点については、会計上の概念との関係でいえば、包括利益ではなく、そこから再評価差額（その他の包括利益）を除外した部分が利益であるということの意味する、と指摘されている (斎藤 [2015], p.20)。



所得概念が整備された。つまり、Kaldor によって、事前と事後の概念に関するストックホルム学派の基礎理論に基づいて、Hicks の事前と事後の所得概念が整理され、それにより、事後の所得についてもウィンドフォールが除かれた所得概念が再提示されているのである。

### 3-2 不確実性下における事後の所得

前節では、ストックホルム学派における事前と事後の概念に関する Kaldor 等による議論について検討した。Kaldor 等が指摘するように、Hicks の所得理論における事後の所得概念にはウィンドフォールが含まれており、ストックホルム学派における事前と事後の概念の考え方は整合しない。上述した通り、Hicks の事後の所得と Kaldor によって修正された Hicks の事後の所得概念の違いは、ウィンドフォールが含まれているか否かという点にあった。ここで、そもそもウィンドフォールの有無が問題とされ、事前と事後の所得の概念が区別されなければならないのは、将来事象についての不確実性が存在するからである (Beaver [1998], p.63)。

確実性と不確実性の概念について、Beaver [1998] 等においては次のように述べられている。すなわち、確実性の仮定は、あらゆる期待が実現し、また投資家がそうなることを知っていることを意味し、それゆえ請求権の将来価格を確実に知ることができる状況である。完全・完備市場<sup>6)</sup>においては、異時点間請求権についてコストとリスクのない裁定が可能であり、その場合には請求権の価格は現在価値として得られる (Beaver [1998], pp.38-39; Beaver and Demski [1979], p.39)。確実性は、第一にあらゆる期待が実現し、第二にあらゆる資産や請求権の将来価格が知られている状態である、という経済に関する諸仮定の一つとして説明される (Beaver [1998], p.41)。

一方で、不確実性の仮定は、生起する可能性のある結果のすべてについて互いに重複なく、しかも必ずどれかが起こりうる集合として表されたものであり、このような結果の集合は状態 (state) と言われる (Beaver [1998], p.19; Beaver and Demski [1979], p.40)。確実性下では、期待されるものと実際に起こるものは一致し、その結果として、経済的所得を定義する方法としては様々な考え方が存在するものの、それらはみな一致する。それに対し、不確実性下では、事前の (ex ante) 経済的所得と、事後の (ex post) 経済的所得を区別することがきわめて重要となる (Beaver [1998], p.63)。

この Beaver [1998] における事前と事後の概念は、前節で論じたストックホルム学派の所得理論における事前と事後の概念とは相違している。Beaver [1998] では、これらの概念について次のように述べられている。すなわち、事後の所得は、観察可能なキャッシュフロー情報と観察可能な市場価値から測定できるため、そこでの発生主義会計の役割はあきらかではな

6) 完全市場 (perfect market) という概念は、(1)商品や請求権の売買が取引費用ゼロで行われ、(2)いかなる企業や個人も投資から異常収益を得るための特別な手段も機会を有しておらず、(3)価格は個人の行動によって影響を受けないことを意味する。完備市場 (complete market) という概念は、あらゆる商品や請求権の市場が存在し、したがっていかなる商品や請求権の市場価格も一般公衆によって観察可能なことを意味する (Beaver [1998], pp.38-39)。完備市場とは、基本請求権が取引される市場であり、基本請求権とは、ある状態が起こった場合には1ドルを受け取り、そうでない場合には何も受け取らないという請求権である。複合請求権とは、こうした基本請求権の集合にはかならない (Beaver [1998], pp.67-68)。したがって、完全・完備市場は、①取引費用がゼロである、②異常利益を得る機会が存在しない、③裁定利益がゼロである、④価格は各個人または企業の行動によって影響を受けない、⑤市場はきわめて豊かである、という性質を有している (Beaver [1998], p.41)。

い。市場価額ないし評価額が判明した後に所得を測定することによって、いかなる追加的な情報が得られるのかは、あきらかではない。事後の所得は、期待（恒久的）所得と異なり、一般に観察可能な数値によって測定される（Beaver [1998], p.64）。

このように、Beaver による事後の所得は、ウィンドフォールを含む所得概念であって、前節で述べたストックホルム学派における事後の所得概念とは相違する。Beaver [1998] では、この事後の所得概念を用いて、会計利益と経済的所得との関係について次のように考察している。すなわち、取得原価主義に基づく会計利益は、事後の所得と事前の所得の混合とみることができ、キャッシュフローのうち予期せざる部分は、実際のキャッシュフローに基づいて会計利益に反映される一方で、減価償却費については、期末における実際の市場価額ではなく、期首に予想された期末の価額が反映されている（Beaver [1998], p.66）。ここで示された考え方は、Alexander の所得理論における変動所得（variable income）と共通する性質を有しているとも言えよう（Alexander [1950] [1962]）<sup>7)</sup>。

## 4. Hicks の所得の中心概念と事前の所得 No.2

### 4-1 Kaldor による再定義

第2章で述べた通り、経済的所得の概念に近似する包括利益は理論的に優れた利益概念であるというIASB等の見解における「経済的所得の概念」とは、Hicks の所得理論における「事後の所得 No.1」としてとらえられている。これに対して、Hicks の経済的所得の中心概念に近似する、より意味のある所得概念は「事前の所得 No.2」であることが、Bromwich et al. [2010] 等により指摘されていた。先行研究における指摘は次の2点に集約される。

すなわち、第一に、Hicks の経済的所得の中心概念である恒常所得概念により近いのは所得 No.1ではなく所得 No.2であるという点、第二に、所得が行為に目的適合的であるためにはそこからウィンドフォールが除かれるべきであるから、目的適合的な所得とはウィンドフォールが除かれている事前の所得である、という点にあった。先行研究では、これらの2つの点から、経済的所得の中心概念に近似する目的適合的な所得概念は事前の所得 No.2である、という見解が導き出されている。

たしかに、「事前の所得 No.2」は、ウィンドフォールが除かれた所得概念であり、かつ恒常所得としての性質を有するものであるから、Hicks の経済的所得の中心概念により近似し、意思決定に目的適合的な概念である。一方で、Hicks の所得理論における事後の所得概念は、ウィンドフォールを含む概念として定義されているから、「事後の所得 No.2」にもむしろウィンドフォールが含まれる。ウィンドフォールが含まれる以上、Hicks 自身が指摘する通り、目的適合的な所得概念とは言えないであろう。

しかし、前節までに述べたように、そもそも Hicks の所得理論における事前と事後の概念には混乱がみられることが、Kaldor [1955] 等の先行研究によって指摘されている。事前と事後の概念を構築した Myrdal や Lindahl 等によるストックホルム学派の所得理論に基づけば、事前の所得と事後の所得のいずれについても、意外の要素であるウィンドフォールは含まれな

7) Alexander の所得理論における variable income と会計利益との関係については勝尾 [2020] を参照のこと。

い。Hicks の所得理論における事後の所得にはウィンドフォールが含まれている点で、ストックホルム学派による事後の所得概念とは整合しないことが、先行研究によって指摘されていた。

前節で述べたように、Kaldor [1955] は、Hicks の所得理論における事後の所得概念について、ストックホルム学派による事前と事後の考え方をを用いて整理し、ウィンドフォールを含まない所得概念として提示している。ストックホルム学派の事前と事後の概念に基づき Kaldor によって再定義された Hicks の事後の所得概念には、ウィンドフォールは含まれない。この再定義された事後の所得を、事前と事後の概念に関するストックホルム学派の所得理論と整合的な、本来の意味での事後の所得概念ととらえるなら、事後の所得 No.2 もまたウィンドフォールを除いた所得として定義しうる。

Hicks 自身が示した所得概念に対象を限定するなら、Hicks の経済的所得の中心概念に近似する目的適合的な所得は、Bromwich et al. [2010] 等の言うように、事前の所得 No.2 のみである。しかし、Kaldor によって再定義された事後の所得概念を考察対象とするのであれば、Hicks の所得の中心概念に近似し、目的適合的な所得は、事前の所得 No.2 と事後の所得 No.2 という 2 つの所得概念が該当することになる。これは、所得 No.2 であれば、事前か事後かを問わず、Hicks の経済的所得の中心概念に近似する目的適合的な所得概念であることを意味する。

#### 4-2 所得 No.2 の位置づけ

IASB 等による見解においては、経済的所得として Hicks の事後の所得 No.1 が想定されている。これに対して、Hicks の経済的所得の中心概念に近似する、より意味のある所得概念は、事前の所得 No.2 であることが先行研究によって指摘されていた。たしかに事前の所得 No.2 は Hicks の経済的所得の中心概念により近似し、目的適合的な概念である。しかし、ストックホルム学派による事前・事後の概念を用いて Kaldor によって再定義された事後の所得概念に基づけば、事後の所得もウィンドフォールが除かれた概念として整理される。すなわち、事前の所得 No.2 のみならず、事後の所得 No.2 もまた、経済的所得の中心概念を近似する目的適合的な所得概念であると言える。

この帰結は、何を意味するのであろうか。それは、経済的所得の概念と純利益を比較する議論において、その議論の対象となる経済的所得とは、事前の所得 No.2 ではなく、所得 No.2（事前か事後かを問わない）である、ということの意味する。すなわち、経済的所得の概念と純利益との関係に関する議論において検討対象となる、経済的所得の中心概念により近似する目的適合的な所得とは、事前の所得 No.2 ではなく、事前か事後かによらず所得 No.2 であることが示されたことになる。

Myrdal や Lindahl によるストックホルム学派の事前・事後概念に基づいて Kaldor によって修正された事後の所得概念には、期待外の要素であるウィンドフォールは含まれない。それゆえ、事前の所得 No.2 も事後の所得 No.2 もともに経済的所得の中心概念に近い所得概念として位置づけられ、事前か事後かの違いにかかわらず、所得 No.2 であれば中心概念に近似する。それゆえ、経済的所得と純利益との関係に関する議論においても、事前か事後かによらず所得 No.2 との比較検討を行えばよい。

純利益と経済的所得の関係について論じた先行研究 (Saito and Fukui [2016] 等) においては、経済的所得の中心概念に近似する所得として所得 No.2 が想定されている。これに対して、包

括利益と経済的所得の関係について論じた先行研究（Bromwich et al. [2010] 等）においては、経済的所得の中心概念に近いのは事前の所得 No.2であるとされている。包括利益と経済的所得の関係においては、「事前の所得 No.2」が議論の対象とされているのに対して、純利益と経済的所得の関係においては「所得 No.2」がその対象とされており、そこには乖離がある。

本稿の議論は、その乖離を埋めようとするものである。ストックホルム学派による事前・事後の概念に基づき、Kaldor により修正されたウィンドフォールを含まない事後の所得の概念を用いることで、事前か事後かにかかわらず所得 No.2を経済的所得の中心概念に近似する所得ととらえて、議論を進められることになる。本稿のここまでの検討は、包括利益と経済的所得の概念との関係に係る議論と、純利益と経済的所得の概念との関係に係る議論との論理上の乖離を解消しようとするものである。

なお、経済的所得の中心概念に近い所得とはどのような性質を有しているか、という点については、ストックカフローかという観点が重要であるから、所得 No.1か所得 No.2かという点のみが問題となりうるという考え方もあろう。たしかに、この考え方に立てば、事前か事後か、すなわちウィンドフォールを含むか否かという点は、重要な問題とは位置づけられないのかもしれない。しかし、そもそもウィンドフォールの認識の有無は、経済的所得と会計利益との重要な相違点の1つである。本稿で述べた通り、ウィンドフォールが生じるのは、事前と事後の所得に相違が生じる、すなわち不確実性が存在する場合である。

既に述べた通り、Hicks 自身も、所得が意思決定に目的適合的であるためにはウィンドフォールが除かれていることが必要であるとしており、ウィンドフォール含むか否かについては、所得理論における重要な問題として位置づけられる。所得 No.1か所得 No.2かという議論と同様に、事前か事後かという議論もまた、Hicks の所得理論における重要な論点である。事前の所得 No.2と事後の所得 No.2に関わる問題を検討して Hicks の所得理論における事前・事後の概念を整理したうえで、経済的所得と会計利益との関係を検討することが必要であろう。

## 5. 会社の所得

### 5-1 Hicks による会社の所得

前節まで、IASB 等の見解における経済的所得として事後の所得 No.1が想定されていることに対して、Hicks の所得の中心概念に近似する目的適合的な所得は、事前か事後かを問わずに所得 No.2であるという点を指摘した。しかし、そこでの議論においては、Hicks の所得理論が主として個人の所得を対象とした議論であることについては考慮していなかった。Hicks [1946] では、個人の所得を企業の所得に当てはめて使っている（福井 [2012], p.36）。会計利益はいうまでもなく会社の利益であるのに対して、Hicks の所得理論における経済的所得とは個人の所得であり、その点で根本的に異なる。会社の利益である包括利益と比較すべき対象は、個人の経済的所得ではなく、「会社の」所得ないし利潤であるべきであろう<sup>8)</sup>。

---

8) なお、個人の所得と会社の所得について、個人の所得は無限の標準流列である一方、会社については償却・再投資の仮定が必要となるものの、ある一定の条件下では会社の利益は経済的所得に漸的に収束すると指摘されている（斎藤・福井 [2018]）。

Hicks [1946] では、会社の所得について、動学的体系の検討として始めに取り上げられる同書第15章の生産計画決定に関する議論において、会社の分析が個人の分析よりも先に置かれ、生産計画決定に関する一般的原理が検討されている。そこでは、会社の分析における動学的問題は、複数の代替的な生産計画から1つの生産計画を選択することであり、それは会社の分析における静学的問題が、生産要素と生産物との任意の組み合わせの選択であったことと同様であるとされている (ibid., p.194)。生産計画は、将来の一定期間における生産のために購入される投入物 (インプット) と売却される対象である産出物 (アウトプット) から成る (ibid., p.193)。

静学的体系においては、会社は費用を収入が上回る余剰が最大になるような生産計画が選択されると考えられていたが、動学的体系においては、会社は、単一の余剰ではなく、每期連続した余剰の流列を予想しうることから、余剰の流列の現在価値、すなわち生産計画の現在価値が最大になるような生産計画が選択される (ibid., pp.194-195)。ある期間における余剰は、その期間におけるアウトプットの価値がインプットの価値を超過する額として定義される。前者を後者が上回るために、余剰がマイナスになる場合もありうるが、これは破産を意味するとは限らない。投資が継続する後の時点でプラスの余剰が得られることが見込まれている場合もあるからである (ibid., p.195)。

会社の所得は、余剰の現在価値と同じ現在価値をもつ標準流列の水準である。個人の所得が、その個人の予想収入の現在価値と同じ現在価値をもつ標準流列の水準とみなすことができると同様である (ibid., p.196)。これは、事業から得られる所得に関する、Friedman によるいわゆる恒常所得に相当する概念であり、Lindahl による分析における恒常所得の概念と同じ構造を有する (Hicks [1979], p.199)。会社が予想する純収入は、予想する余剰から、過去に締結した契約の結果として支払いを要する可能性のあるすべての負担額を差し引いた額と定義され、会社の利潤 (あるいは所得) は、純収入から資本財の減価を差し引いた (もしくは増価を加えた) 額として定義される (Hicks [1946], p.196)。

$$\begin{aligned} \text{純収入} &= \text{余剰} - \text{過去の契約から生じる負担額} \\ \text{利潤 (ないし所得)} &= \text{純収入} - \text{減価 (もしくは+増価)}^9 \end{aligned}$$

こうした Hicks による会社の所得の概念について、Basu and Waymire [2010] は、次のように指摘している。すなわち、Hicks は、企業は製品サービス市場から生じる利益を増やすための事業計画を選択する主体であるにとらえたうえで、企業的意思決定を事業計画の構築であるとしている。そこでの最適な事業計画においては、収入がコストを上回る余剰ないし将来期待余剰の資本価値は最大になると考えられている。この文脈においては、Hicks は事業から得られる利潤を、収入がコストを上回った余剰分から減価償却相当額を差し引いたものとして定義している (ibid., pp.137-138)。

このように、Hicks は会社の所得について、純収入から資本財の減価を差し引いたものとして定義している。期首と期末のストックとしての資本価値変動分を所得にとらえるのではなく、当該期間における純収入から資本財変動分を差し引き、フロー概念として所得を定義して

9) Hicks [1946], p.196.

いる点で、Hicks による会社の所得は、収益費用アプローチにおける会計利益と共通する性質を有している、と指摘できよう。ただし Hicks [1946] においては、会社の所得の定義における重要な構成要素である資本財の価値をどのように測定するのかについては、十分に議論されていない。そこで、この点について Hicks [1979] において示された補足的な内容を次節で検討する。

## 5-2 費用の期間配分と会計利益

Hicks [1946] における会社の所得の定義では十分に議論されていなかった、資本財価値の測定について、Hicks [1979] では次のように述べられている。すなわち、会社の所得は、事業の見通しを損ねることなく安全にその事業から取り出せる最大額として定義しようが、あきらかに判断の問題を含んでいる (ibid., p.190)。そこで問題となるのは、長期間保有される資産に関するコストの決定である。それらの資産は売上高を産み出すのに貢献しているから、売上高に対するコストとして計上されなければならない。売上高の一部は今期に計上され、その他は来期以降において計上される。そのため、長期間保有される資産に関するコストのどの部分を今期と来期以降に計上すべきかという問題が生じる。これは期間配分の問題であり、経済的にも会計的にも合理的な解決方法は見つかっていない (ibid., p.192)。

Hicks [1979] においては、会社の所得は、事業から得られる今期の収入  $R$  から今期の支出  $E$  と減価償却費  $D^*$  を差し引いて計算されるとしている。減価償却費  $D^*$  は、期首資本  $K_0^*$  及び資本支出  $C$  と、期末資本  $K_1^*$  との差額として計算される (ibid, p.193)。

$$\begin{aligned} \text{会社の所得}^{10)} &= R - E - D^* \\ K_0^* + C - K_1^* &= D^* \end{aligned}$$

ここで問題となるのは、期間配分の対象とされている、減価償却費の計算方法である。これについて、Hicks [1979] では次のように議論されている。すなわち、今期の収入と支出、資本支出が客観的な数値であるのに対して、期首資本と期末資本、その差額として計算される減価償却費は、会計上の慣行やルールにしたがって計上された数値である (ibid., p.193)。真実の会計数値をどのようにとらえればよいかは問題である。減価償却費の数値の客観性を確保するためには、期首資本と期末資本をどのように計算すればよいのだろうか。そのためには、期首時点と期末時点のそれぞれにおける資本の市場価値 (market value) で、期首資本と期末資本を測定すればよい (ibid, p.194)。

このように、Hicks [1979] においては、減価償却費の客観性を担保するために、市場価値で測った期首資本と期末資本に基づいて、あらたに減価償却費  $D^{**}$  をとらえなおし、それに基づいてさらにいくつかの仮定を置いたうえで会社の所得の計算式を再提示している。その結果は次の通りである。

---

10) Hicks [1979], pp.193-194.

$$\begin{aligned}
 \text{会社の所得}^{11)} &= R - E - D^{**} \\
 &= R - E - C + K_1 - K_0^{**} \\
 &= (1 + r) K_0^{**} - K_0^{**} \\
 &= rK_0^{**}
 \end{aligned}$$

ここで示されている所得の概念は、前節で述べたストックホルム学派の Lindahl [1933] によって定義された、利子としての所得の概念と基本的に同じ性質を有するものである。Friedman のいう恒常所得と同様の概念であることが、Hicks 自身によっても指摘されている (Hicks [1979], pp.198-199)。上記の式はいくつかの仮定が置かれたうえで導出されたものであり、仮定それ自体の是非についてまず論じられるべきではあるが、いずれにせよ結果として、Hicks によって示された会社の所得は、期首資本に対する利子の額として測定されることを意味している。

Bromwich et al. [2010] は、こうした Hicks による会社の所得概念について次のように述べている。すなわち、客観的な事後の会社の所得として提示された、市場価値の変動で測定される会社の所得は、十分に定義された所得概念とは言えない。いずれにせよ、Bullen and Crook [2005] が想定するような、会社の正味資産の変動に基づく利益概念である包括利益とは異なる。会社の所得概念については、事前にせよ事後にせよ十分に実用的な定義は付されていない (Bromwich et al. [2010], pp.354-355)。会計利益との比較に適用できる可能性のある会社の所得について、その実用的な測定は困難であることを Hicks 自らが指摘している (ibid., p.364)。

このように、Hicks による会社の所得の概念は、純収入と、資本財の増減額である減価償却費との差額として定義され、収益費用アプローチにおける会計利益と共通する性質を有すると言ってよい。そこでは、余剰の現在価値と同じ現在価値をもつ標準流列の水準が想定されている。しかし、資本財の価値変動分の測定方法について、主観性を排除するための工夫が施されたことにより、測定される所得は、Lindahl による利子としての所得の概念と同様の性質を有する所得概念に一致するという結果に至っている。

この結果は、Bromwich et al. [2010] が指摘する通り、資本価値の測定方法に限界があるために、会社の所得に関する定義としては十分なものではないことを意味する。客観性を求めて資本価値の測定を市場価値でとらえようとした結果、いくつかの仮定を経て測定された所得は利子としての所得概念に至り、不完全・不完備市場における会計利益との関係を論じるうえで役に立つ概念は得られなかったのである。つまり、Hicks による会社の所得に関する概念は、事前の意味でも事後の意味でも企業の所得に関する測定としては不十分であり、会計利益との関係を考察しうる所得概念は示されていない。

## 6. おわりに

包括利益は Hicks の経済的所得に近似する優れた利益概念である、という IASB 等の見解において想定されている Hicks の経済的所得とは、Hicks の事後の所得 No.1であった。これにつ

11) Hicks [1979], p.198.

いて、先行研究では、Hicks の所得の中心概念に近い所得概念は、事後の所得 No.1ではなく、事前の所得 No.2であるから、包括利益の理論的根拠として事後の所得 No.1のみを取り上げるのは不適切であるという強い批判が存在していた。本稿では、包括利益と比較する経済的所得として取り上げられるべき所得概念とは何かという問いに対して、Hicks の経済的所得の中心概念との近似度に関する観点と、Hicks の会社の所得に関する観点という二つの点から考察した。

第一の観点については、Hicks の所得理論における事後の所得概念と、ストックホルム学派における事後の概念との相違について、Kaldor による事前と事後の概念整理を手掛かりに検討した。Kaldor は、ストックホルム学派における事前・事後の概念に基づき、Hicks の事前と事後の所得概念を修正し、Hicks の所得理論における事後の所得からウインドフォールを除いた概念を事後の所得として再定義している。事前・事後の概念をストックホルム学派および Kaldor にしたがって整理することにより、経済的所得の中心概念に近似する所得は、事前の所得 No.2ではなく、所得 No.2（事前か事後かを問わない）としてとらえることができる。これにより、経済的所得と純利益の関係に関する議論を進めるうえでの、事前段階における理論的素地の整備が完了した。

第二の観点については、Hicks による会社の所得概念について検討し、会計利益との関連について検討した。もともと Hicks の所得概念は個人を想定したものであるため、会社の利益である会計利益と比較する所得概念としては限界がある。この問題を解決するには、会社の所得概念を会計利益と比較する対象として用いればよい。しかし、Hicks による会社の所得の定義は、収益費用アプローチと共通する性質を有する内容であるものの、資本価値の測定値における主観性を排除するために修正が施された結果、会社の所得概念は、いわゆる利子としての所得の概念に一致するという結果に至り、包括利益や純利益といった会計利益との比較に意味のある所得概念は得られないことがあきらかになった。

## 参考文献

- Alexander, S. S., "Income measurement in a Dynamic Economy", *Five Monographs on Business Income*, edited by American Institute of Accountants (AIA), Study Group on Business Income, 1950.
- , Revised by D. Solomons, "Income Measurement in a Dynamic Economy", in *Studies in Accounting*, edited by W. T. Baxter and S. Davidson, Richard D. Irwin, 1962.
- Beaver, W., *Financial Reporting: An Accounting Revolution*, 1<sup>st</sup> ed., Prentice Hall, 1981 (伊藤邦雄訳, 『財務報告革命』, 白桃書房, 1986).
- , *Financial Reporting: An Accounting Revolution*, 3<sup>rd</sup> ed., Prentice Hall, 1998 (伊藤邦雄訳, 『財務報告革命』, 白桃書房, 2010).
- , and J. S. Demski, "The Nature of Income Measurement", *The Accounting Review*, Vol.54, No.1, pp.38-46, 1979.
- Bromwich, M., R. Macve and S. Sunder, "Hicksian Income in the Conceptual Framework", *Abacus*, Vol.46, No.3, pp.348-376, 2010.
- Bullen, H. G. and K. Crook, "Revisiting the Concepts: A New Conceptual Framework Project", Staff Paper, FASB and IASB, 2005.



- Dostaler, G., "An Assessment of Gunnar Myrdal's Early Work in Economics", *Journal of the History of Economic Thought*, Vol.12, No.2, pp.196-221, 1990.
- Fisher, I., "What is Capital?", *The Economic Journal*, Vol.6, No.24, pp.509-534, 1896.
- , *The Nature of Capital and Income*, New York, Macmillan Co., 1906.
- , *Elementary Principles of Economics*, New York, The Macmillan Co., 1912.
- , *Elementary Principles of Economics*, New York, The Macmillan Co., 1919.
- , *The Theory of Interest: As Determined by Impatience to Spend Income and Opportunity to Invest It*, New York, Macmillan Co., 1930.
- Hasson, B. A., *The Stockholm School and the Development of Dynamic Method*, London, Routledge, 1982.
- Hayek, F. A., "The Maintenance of Capital", *Economica*, Vol.2, No.7, pp.241-276, 1935.
- Hicks, J., *Value and Capital: An Inquiry into Some Fundamental Principles of Economic Theory*, Oxford, Oxford University Press, 1939.
- , "Maintaining Capital Intact: a Further Suggestion", *Economica*, Vol.9, No.34, pp.174-179, 1942.
- , *Value and Capital: An Inquiry Into Some Fundamental Principles of Economic Theory*, 2<sup>nd</sup> ed., Oxford, Oxford University Press, 1946 (安井琢磨他訳, 『価値と資本—経済理論の若干の基本原則に関する研究』, 岩波書店, 1995).
- , "The Concept of Income in Relation to Taxation and Business Management", *Greek Economic Review*, Vol.1, No.2, 1979, reprinted in *J.R. Hicks, Collected Essays on Economic Theory*, Vol.3, Blackwell, 1983.
- Kaldor, N., "A Model of the Trade Cycle", *The Economic Journal*, pp.78-92, 1940.
- , *An Expenditure Tax*, London, George Allen & Unwin Ltd., 1955.
- , "Capital Accumulation and Economic Growth", in *The theory of capital*, Springer, pp.177-222, 1961.
- Keynes, J. M., *The General Theory of Employment, Interest and Money*, U.K., Macmillan Ltd., 1936.
- , "The 'Ex-Ante' Theory of the Rate of Interest," *The Economic Journal*, Vol.47, No.188, pp.663-669, 1937.
- Lindahl, E., "The Concept of Income", in *Economic Essays in Honour of Gustav Cassel*, London, U.K., Allen & Unwin Ltd., pp.399-407, 1933.
- , *Studies in the Theory of Money and Capital*, London, U.K., Allen & Unwin Ltd., 1939, reprinted by A. Keley Ltd. in 1970.
- Lundberg, E., "Gunnar Myrdal's Contribution to Economic Theory", *The Swedish Journal of Economics*, Vol.76, No.4, pp.472-478, 1974.
- Myrdal, G., *Prisbildningsproblemet och Föränderligheten*, Uppsala, Almqvist & Wiksell, 1927.
- Ohlin, B., "Some Notes on the Stockholm Theory of Savings and Investment I", *The Economic Journal*, Vol.47, No.185, pp.53-69, 1937.
- Ryan, J., "The Relationship between Accounting Profit and Economic Income", *Australian Accounting Review*, Vol.17, No.43, pp.33-46, 2007.
- Saito, S., "Accounting Standards and Global Convergence Revisited: Social Norms and Economic Concepts", *The Japanese Accounting Review*, Vol.1, pp.105-117, 2011.
- , and Y. Fukui, "Whither the Concept of Income?", *Accounting, Economics and Law: a Convivium*, Preprint, pp.1-16, 2016.
- Van Mourik, C. and Y. Katsuo, "The IASB and ASBJ Conceptual Frameworks: Same Objective, Different

- Financial Performance Concepts”, *Accounting Horizons*, Vol.29, No.1, pp.199-216, 2015.
- , “Articulation, Profit or Loss and OCI in the IASB Conceptual Framework: Different Shades of Clean (or Dirty) Surplus”. *Accounting in Europe*, Vol.15, No.2, pp.167-192, 2018.
- 勝尾裕子, 「IASB 概念フレームワークにおける利益概念」, 『企業会計』, Vol.67, No.9, pp.51-60, 2015.
- , 「pure economic income の概念とウィンドフォール」, 『産業経理』, Vol.80, No.1, pp.130-143, 2020.
- 斎藤静樹, 『資産再評価の研究』, 東京大学出版会, 1984.
- , 「なぜ, いま利益の概念が問われるのか」, 『企業会計』, Vol.67, No.9, pp.16-24, 2015.
- , 福井義高, 「操作性のある会計利益概念構築を目指して」, 日本会計研究学会第77回全国大会報告, 2018.
- , 『会計基準の研究』新訂版, 中央経済社, 2019.
- 辻山栄子, 『所得概念と会計測定』, 森山書店, 1991.
- 福井義高, 「ハイエク-ヒックス所得概念と学問としての会計の可能性」, 『会計基準研究の原点』, 大日方隆編著, 中央経済社, pp.17-39, 2012.

[付記] 本研究は科研費（基盤研究 16KT0092）の助成を受けたものである。